

福山市ユースセンター運営業務について、委託業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は、手続を行ってください。

2026年（令和8年）3月4日

福山市長 枝 広 直 幹



## 1 業務概要

- (1) 業務名 福山市ユースセンター運営業務
- (2) 業務場所 福山市が指定する場所
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務履行期間 契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日まで

## 2 委託費

委託費の上限は4,713,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。  
ただし、この金額は、本プロポーザル実施に係る企画提案書を作成する上での設定金額であり、契約を約束するものではない。

※このプロポーザル形式による契約は、2026年（令和8年）福山市3月議会で当該契約に係る2026年度（令和8年度）歳入歳出予算の議決が得られなかった場合には取り消すものとする。

## 3 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

## 4 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号、第2号又は第3号

の規定に該当しない者であること。

## 5 参加申込の手続等

### (1) 担当部局

部局名：福山市市民局まちづくり推進部若者・くらしの悩み相談課  
住 所：〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎東棟1階）  
TEL：084-928-1046（直通）FAX：084-927-9121  
E-mail：[wakamono-kurashi@city.fukuyama.hiroshima.jp](mailto:wakamono-kurashi@city.fukuyama.hiroshima.jp)

### (2) 選考スケジュール

|                  |   |
|------------------|---|
| 公 告              | 2026年（令和8年）3月4日（水）  |
| 実施要領等の配付期間       | 2026年（令和8年）3月4日（水）から<br>同年3月13日（金）午後5時15分まで   |
| 質問書受付期間          | 2026年（令和8年）3月4日（水）から<br>同年3月10日（火）午後5時15分まで   |
| 質問書に対する回答期限・回答方法 | 2026年（令和8年）3月12日（木）<br>回答は、適宜福山市ホームページ・<br>( <a href="https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp">https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp</a> )<br>に掲載します。 |
| 参加申込書の受付期間       | 2026年（令和8年）3月4日（水）から<br>同年3月13日（金）午後5時15分まで   |
| 企画提案書の提出者の選定通知   | 2026年（令和8年）3月17日（火）   |
| 企画提案書の受付期間       | 2026年（令和8年）3月17日（火）から<br>同年3月24日（火）午後5時15分まで  |
| プレゼンテーションの実施     | 2026年（令和8年）3月26日（木）（予定）   |
| 企画提案書の選定通知       | 2026年（令和8年）3月31日（火）（予定）   |

### (3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

#### ア 配付期間

2026年（令和8年）3月4日（水）から同年3月13日（金）午後5時15分まで  
（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日を除く。）

#### イ 配付場所

(1)に同じ。

※ 福山市ホームページ(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp> 以下同じ。)からもダウンロードできます。

### (4) 質問書の提出及び回答

#### ア 質問書の受付期間

2026年（令和8年）3月4日（水）から同年3月10日（火）午後5時15分まで

#### イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式1）を電子メールに添付し、(1)の担当課宛てに提出してください。

※ 提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行ってください。

※ メール送信の際は、件名に「福山市ユースセンター運営業務に関する質問」と

記した上で、送信してください。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福山市ホームページに記載します。

## 6 参加申込書類の作成等

### (1) 受付期間

2026年(令和8年)3月4日(水)から同年3月13日(金)午後5時15分まで  
(郵送の場合は3月13日(金)午後5時15分必着)

### (2) 提出場所

5(1)の担当課に同じ

### (3) 提出方法

持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等(福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条に規定する市の休日)を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

※ 原本の提出及び実印の押印の必要のない書類については電子メールでの受付も可とする。また、届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

### (4) 提出書類及び部数

次のアからシまでの書類を作成し、各1部を提出してください。

※オ及びキからケまでの書類は、提出日の3か月前の日以後に発行されたもの。

ア 受付票(様式2) 1部

イ 参加申込書(様式3) 1部

ウ 実績報告書(様式4) 1部

エ 業務の実施体制(様式5) 1部

オ 登記事項証明書又は履歴事項証明書(写しでも可。) 1部

カ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表(法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し) 1部

キ 市税の完納証明書(写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のないものは申立書(様式6)を提出すること。) 1部

ク 納税証明書(写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書(その3未納の税額がないこと用) 1部

ケ 印鑑証明書(原本) 1部

コ 使用印鑑届(様式7)(実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。) 1部

サ 委任状(様式8)(契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。) 1部

シ 誓約書(様式9) 1部

### (5) 提案公募成立要件

本提案公募への参加資格を認定した参加申込者が1者以上である場合、本提案公募は成立するものとする。

(6) 参加申込書類の提出に関する留意事項

- ア 提出期間内に参加申込書類の提出がなかった場合は、本プロポーザルには参加できません。
- イ 提出後における参加申込書類の差し替えは認めません。
- ウ 提出された参加申込書類は、一切返還しません。
- エ 参加申込書類は、選定作業において複製する場合があります。応募事業者は複製について同意したものとみなします。

7 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとします。
- (2) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかつた場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合

9 その他の留意事項

詳細は、福山市ユースセンター運營業務に関するプロポーザル実施要領に定めるところによる。